

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月10日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 112 号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則（令和元年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 5 中「支給する時期ごとに」を「6 月に支給する場合においては」に改め、「まで」の次に「、12月に支給する場合においては 1,000 分の 965 から 1,000 分の 1,075 まで」を加える。

第 2 条 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 8 条の 5 中「6 月に支給する場合においては 1,000 分の 915 から 1,000 分の 1,025 まで、12月に支給する場合においては 1,000 分の 965 から 1,000 分の 1,075 」を「支給する時期ごとに 100 分の 94から 100 分の 105 」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則及び次項の規定による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年名古屋市規則第36号）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この規則による改正後の」を削り、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と」、「1,000分の965から1,000分の1,075」とあるのは「10,000分の5,075から10,000分の5,625」とする」に改める。